

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）

永 田 憲 史

目 次

- 1 いじめ防止対策推進法の重大事態とガイドライン
- 2 「はじめに」
- 3 「第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」 （以上70巻6号）
- 4 「第2 重大事態を把握する端緒」
- 5 「第3 重大事態の発生報告」 （以上71巻2号）
- 6 「第4 調査組織の設置」 （71巻3号）
- 7 「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」
第1項～第6項④ （本号）
第6項⑤～第13項
- 8 「第6 調査の実施」
- 9 「第7 調査結果の説明・公表」
- 10 「第8 個人情報の保護」
- 11 「第9 調査結果を踏まえた対応」
- 12 「第10 地方公共団体の長等による再調査」

7 「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」¹⁾

第5の各項は、被害児童生徒等に対する調査方針の説明等について詳述する。いずれも十全な調査実施のために欠かすことのできない規定である。

〔第1項〕

（説明時の注意点）

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をし

1) 詳しくは、永田④196-244頁。

てはならない。

本項は、第1第4項第1文と類似している。

本項は、第1第4項、第8項、第2第6項、第3第3項、第5第3項、第8項の内容と関連している。

◇調査方針の説明の必要性

本項本文は、重大事態の調査に先立って、学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して調査方針の説明を行う際に（第6項の解説参照）、「いじめはなかった」などと断定的に説明しないよう求めている。

本項※印は、詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしないよう求めている。

本項は、調査実施前にいじめがなかったことや、学校の対応が適切であって責任がないことを断定することはできないはずであるにもかかわらず、これまでに少なからぬ学校の設置者等がそのような説明をし、被害児童生徒等との信頼関係を破壊してきたことに鑑みて、注意を喚起するものである（第1第4項の解説参照）。

学校の設置者等が被害児童生徒等に対してこうした説明を行った場合、ハラスメントに当たるとして、学校の設置者が不法行為に基づく損害賠償責任を負うことがある。

◇調査組織の委員による不適切な説明への対処

調査組織の委員が調査実施に当たって上記のような説明又は発言を行った場合、その委員の公平性・中立性及び専門性に重大な疑念が生じる。

このような説明又は発言が確認された場合、学校の設置者等は、調査及び委員の公平性・中立性及び専門性を確保するために、当該委員を解任して新たな委員を選任しなければならない。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）

委員個人に留まらず、調査組織としてこうした説明又は発言を支持又は容認していた場合、学校の設置者等は、委員全員を解任して新たな委員を選任しなければならない。

[第２項]

- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。

◇法23条の求める対応

本項は、重大事態の発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者等の不適切な対応により被害児童生徒等を深く傷付ける結果となったことが明らかである場合、学校の設置者等は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒等に対して当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うよう求めている。

学校は、学校の教職員、保護者等からいじめの事実に関する通報を受けたとき（法23条1項）や、その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるものとされている（法23条2項）。

学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとされている（23条3項）。

この場合、学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等につ

いていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとされている（法23条4項）。

また、学校は、当該学校の教職員が上記支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとされている（法23条5項）。

さらに、学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない（法23条6項）。

このほか、学校は、基本方針（法11条）又は地方いじめ防止基本方針（法12条）を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（学校いじめ防止基本方針）を定めるものとされている（法13条）。学校いじめ防止基本方針には、「いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、児童から相談や訴えがあった場合は、当該児童及び被害児童の安全を確保しながら、事態の把握に努める」、「事態の軽重に関わらず、その日のうちに関係する全ての保護者へ事実関係を伝える」等の規定が見受けられることが多い。

法28条の規定は、法23条以下の取組の特例に当たるものである²⁾。

◇学校の設置者等による説明及び謝罪

重大事態が発生した事例においては、学校の設置者等が上記の規定に沿った対応をしていなかったり、対応しようとしていなかったりすることが非常に多く見受けられる。これらの規定に沿った対応をしていたり、少なくともそうした対応をしようとしていたりすれば、いじめの深刻化が多かれ少なかれ食い

2) 小西178頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）
止められたと考えられることも少なくない。

重大事態が発生した段階で既に、これらのなすべきことがなされておらず、そのことによって、被害児童生徒等を深く傷付ける結果がもたらされていることが明らかであることもしばしばである。この場合、学校の設置者等は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒等に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行わなければならない。

これにより、被害児童生徒等との信頼関係が早期に少しでも修復されることが期待される。

◇調査実施前の情報提供

重大事態が発生した際、調査実施前の段階においても、学校の設置者等が自らの不適切な対応や不手際の責任追及を免れようと、被害児童生徒等に対して、学校の設置者等にとって不利益な情報を隠蔽したり、不合理な弁明を行ったり、虚偽の説明を行ったりすることがしばしば見受けられる。こうしたことが行われると、被害児童生徒等はいっそう傷付けられることとなって二次被害が発生し、被害児童生徒等と学校の設置者等との信頼関係がさらに損なわれることとなる。

本項は、重大事態発生後、速やかに被害児童生徒等に当該対応の不備について説明することを求めている。法28条2項は、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」とする（第1第1項の解説参照）。

平成25年（2013年）6月19日の衆議院文部科学委員会におけるいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議四³⁾も、被害児童生徒等に対する適切な情報提供を求めている。

3) 「いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。」

情報提供義務は、第7第3項が明示するように、学校の設置者等の法的義務である。

もっとも、法28条2項は、「調査を行ったときは、……当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」としており、調査結果のとりまとめ後に被害児童生徒等への情報提供を行うよう求めているのみで、調査実施前の情報提供については規定していない。

しかし、法28条2項は、(a)被害児童生徒が当事者としてその尊厳の保持及び回復のためには、当該事案に係る事実関係等を知る必要があり、通常、その保護者等は当該被害児童生徒の尊厳の保持及び回復を他の誰よりも切に願う者であるとともに、当該事案に係る事実関係を切に知りたいと願うものであるから、いずれも、自ら事案の調査を行う前提としての必要性も含めて、これらの情報を十全に知る必要のある立場にあること、(b)法が求めるいじめ事案への対処及び再発防止の実現が被害児童生徒等への十全な情報提供を基礎とした被害児童生徒等の協力がなければ不可能であることを踏まえたものである⁴⁾。

それゆえ、法28条2項は、調査実施前の情報提供について妨げるものではなく、むしろ、それを促すものであると考えられる。

本項は、法28条2項の情報提供義務の派生的内容として、調査実施前であっても、情報提供を行うことを求めるものであって、創設的な規定である。

学校の設置者等は、被害児童生徒等から個別具体的な求めがなくとも、適時に情報提供を行わなければならない⁵⁾、調査実施前であってもその理は変わらない。

学校の設置者等による説明は、被害児童生徒等からの質問に対して回答することと一体をなす。学校の設置者等は、被害児童生徒等から質問があった場合、その段階で把握していることは、全て回答しなければならない。また、説明及び質問への回答は正確かつスムーズに行われる必要がある。当該いじめ事案について対応してきた教員や管理職ができる限り揃って対応することが望ましい。

4) 小西202頁。

5) 小西204頁も結論同旨。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）

説明や回答の場所は、被害児童生徒等の意向を踏まえて選ぶべきである。被害児童生徒等を当然のように学校に呼び出す例が少なくないが、とりわけ重大事態の発生から間がないことも少なくないから、この時期に学校に赴くことが被害児童生徒等の様々な負担となることに思いをいたすべきである。

◇謝罪の内容

本項は、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して謝罪を行うことも求めている。謝罪は、単に「申し訳ございませんでした」等と発語すればよいというわけではない。謝罪する際は、何に対して謝っているのか、すなわち謝罪する対象となる行為や対応を明確にする必要がある。そのためには、前述の適切な説明が必要不可欠であり、説明及び質問への回答と謝罪は一体であると考えべきである。

◇謝罪を行う者

謝罪は、公立学校の場合、当該いじめ事案について対応してきた教員や管理職はもちろん、当該学校を指導する立場にある市区町村の教育委員会の指導部門（生徒指導課、学校指導課等の部署）の管理職、さらに教育行政の責任者である教育長が行うべきである。

被害児童生徒等が説明や質問、今後の対応の協議のために面談を求めても、これを拒否して逃げ回る教育委員会の幹部や管理職は非常に多いが、不適切極まりない。およそ管理職は部下に守ってもらうために存在するのではなく、部下が不手際を行った際には適切に謝罪するとともに、善後策を相手方と協議し、責任をもって遂行するために置かれている。被害児童生徒等と対面すらしない幹部や管理職に教育の現場を統括する資格はない。

[第3項]

- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公

正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。)

※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。)

本項本文及び本項第1番目の※印は、第1第4項第3文と類似している。

本項は、第1第4項、第8項、第2第6項、第3第3項、第5第1項、第8項の内容と関連している。

◇被害児童生徒等の心情を害する言動の禁止

本項本文は、被害児童生徒等の心情を害する言動を厳に慎むよう求める。

心情を害する言動の例として、本項第1番目の※印は、家庭にも問題がある等の発言を挙げ、本項第2番目の※印は、被害児童生徒等の持ち物を返還する際の配慮のない対応を挙げている。

学校の設置者等のこうした言動は、ハラスメントに当たるとして、学校の設置者が不法行為に基づく損害賠償責任を負うことがある。

◇重大事態の発生に家庭の問題が寄与しているとの発言の禁止

本項第1番目の※印が指摘するように、被害児童生徒を取り巻く状況は調査によって確認されるものであるから、調査実施前の段階で学校の設置者等が断定的に発言することはそもそもできないはずである（第1第4項の解説参照）。

学校の設置者等は、被害児童生徒等に対してはもちろん、報道機関に対して、このような発言やこのような考えを基礎にした発言をしてはならない。

公立学校の場合に設置者の地方公共団体の議員向けに説明を行う際にも同様である。

◇被害児童生徒等の持ち物の取扱い

本項第２番目の※印が指摘するように、被害児童生徒等の持ち物を一方的に被害児童生徒等の自宅に送付したり、返還せずに処分したりすることは被害児童生徒等と大きなトラブルとなり、被害児童生徒等をさらに傷付けることとなりかねない。

被害児童生徒等の持ち物を被害児童生徒等に無断で廃棄すると、被害児童生徒等の所有権を侵害することから、学校の設置者等が被害児童生徒等に対する損害賠償責任を負うこととなる。

特に自殺事案においては、被害児童生徒の持ち物は、被害児童生徒の保護者が被害児童生徒を悼み、心理的な回復を図るための大切な物でありうるから、その点からも無断廃棄は許されない。

学校の設置者等が被害児童生徒等の持ち物を一方的に被害児童生徒等の自宅に送付したり、返還せずに処分したりすることは、学校の設置者等の不適切な対応によって被害児童生徒等との関係が悪化している場面で、学校の設置者等が被害児童生徒等に連絡を取りたくないとの思いからなされることが多いと思われる。こうした場合、学校の設置者等がこれまでの対応を丁寧に説明することから始め、被害児童生徒等の意向を確認して対応しなければならない。

[第４項]

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。

◇災害共済給付の申請

本項は、学校の設置者等に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について、被害児童生徒の保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めるよう求めている。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）は、学校の管理下における児童生徒等の災害を対象に災害共済給付制度を設けている

(同法16条以下)。

学校の設置者は、児童生徒等の保護者の同意を得て、日本スポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を締結する(同法16条1項⁶⁾)。現在、ほぼ全ての児童生徒について、保護者の同意を得て契約がなされている。

災害共済給付の対象となる災害は、学校の管理下において生じた負傷、疾病、後遺障害、死亡等である(同法16条2項⁷⁾・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令⁸⁾5条⁹⁾)。これらの災害に対し、医療費、障害見舞金、死亡

-
- 6) 「災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者(児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第4項において同じ。)の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。」
 - 7) 「前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。」
 - 8) 平成15年政令第369号。
 - 9) 「災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。
 - 一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。ただし、療養に要する費用が5千円以上のものに限る。
 - 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が5千円以上のものに限る。
 - 三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、文部科学省令で定める程度のもの
 - 四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの
 - 五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で定めるもの2 前項第1号、第2号及び第4号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。
 - 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
 - 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
 - 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）

見舞金が給付される（同法16条2項・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令¹⁰⁾3条¹¹⁾）。災害共済給付を受ける権利の消滅時効は、その給付事由

で定める場合」

10) 平成15年政令第369号。

11) 「法第15条第1項第7号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一 医療費 次に掲げる額の合算額

イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項各号に掲げる療養及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる費用について、それぞれ(1)又は(2)に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に10分の3を乗じて得た額（その額が、25万2600円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第42条第1項第2号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が84万2000円に満たないときは、84万2000円）から84万2000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額（この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げた額）との合算額を超えない範囲内で文部科学省令で定める額を超えないときは、当該文部科学省令で定める額）を合算した額

(1) 健康保険法第63条第1項各号に掲げる療養に要する費用 同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところ又は同法第86条第2項第1号の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えないときは、現に当該療養に要した費用の額）。ただし、当該定めがないときは、現に当該療養に要した費用の範囲内でセンターが必要と認めた額とする。

(2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用 同条第4項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えないときは、現に当該指定訪問看護に要した費用の額）。ただし、当該定めがないときは、現に当該指定訪問看護に要した費用の範囲内でセンターが必要と認めた額とする。

ロ 単位療養額を合算した額の10分の1を超えない範囲内で療養に伴って要する費用として文部科学省令で定める額

ハ 療養を受けた月における食事療養（健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を受けた日数に同法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を乗じて得た額

ニ 療養を受けた月における生活療養（健康保険法第63条第2項第2号に規定す

ゝる生活療養をいう。)を受けた日数に同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を乗じて得た額

二 障害見舞金 障害の程度に応じ4000万円から88万円までの範囲(第5条第2項第4号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第5号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。))に係る障害見舞金にあっては、2000万円から44万円までの範囲)内で文部科学省令で定める額

三 死亡見舞金 3000万円(第5条第1項第4号に掲げる死亡(同条第2項第4号に掲げる場合に係るものに限る。))及び同条第1項第5号の文部科学省令で定める死亡に係る死亡見舞金にあっては、1500万円)

2 災害共済給付(障害見舞金の支給を除く。)は、同一の負傷又は疾病に関しては、医療費の支給開始後10年を経過した時以後は、行わない。

3 センターは、災害共済給付の給付事由と同一の事由について、当該災害共済給付に係る児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)が国家賠償法等(法第31条第1項に規定する国家賠償法等をいう。)により損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、災害共済給付を行わないことができる。

4 センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害(法第15条第1項第7号に規定する災害をいう。以下同じ。)について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない。

5 センターは、非常災害(風水害、震災、事変その他の非常災害であって、当該非常災害が発生した地域の多数の住民が被害を受けたものをいう。)による児童生徒等の災害については、災害共済給付を行わない。

6 センターは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校(法第18条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)の児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)に係る災害については、医療費の支給を行わない。

7 センターは、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)、高等専門学校及び専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校をいい、同法第125条第1項に規定する高等課程に係るものに限る。以下同じ。)の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条第1項に規定するいじめをいう。)、体罰(学校教育法第11条ただし書(同法第133条第1項において準用する場合を含む。))に規定する体罰をいう。)その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りで

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）が生じた日から２年間とされている（同法32条¹²⁾）。

重大事態における負傷、疾病、後遺障害、死亡等の場合、災害給付の対象となる可能性が高い。学校の設置者等は、災害共済給付の申請についても、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進める必要がある。

災害共済給付の申請に当たっては、学校及び学校の設置者を經由することとされており、学校の設置者等の中には、いじめや重大事態に係る申請手続を拒否する例も見受けられる。こうした行為は、被害児童生徒等に対するハラスメントとなるから、学校の設置者が不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなる。

[第5項]

- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

本項は、第1第1項、第8項の内容と関連している。

◇寄り添いと信頼関係の構築

本項は、学校の設置者等に対して、被害児童生徒等に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築するよう求めている。

第1第8項第2文は、自殺事案において、「学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること」とする。

被害児童生徒等への「寄り添い」や被害児童生徒等との信頼関係の構築は調

↘ない。

8 センターは、高等学校、高等専門学校及び専修学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。」

12) 「災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から２年間行わないときは、時効によって消滅する。」

査及び重大事態への対処にとって必要不可欠であることから、学校の設置者等及び調査組織が常に最重要事項として意識しなければならないものであり、このことは自殺事案か否かを問わない（被害児童生徒等への「寄り添い」が意味する内容及び被害児童生徒等と信頼関係を構築する意義については、第1第8項の解説参照）。

〔第6項柱書〕

（説明事項）

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

◇被害児童生徒等への説明及び協議

本項柱書第1文は、調査実施前に学校の設置者等が被害児童生徒等に対して本項①乃至⑥の事項について説明することを求めている。

説明が求められるのは、具体的には、① 調査の目的・目標、② 調査主体（組織の構成、人選）、③ 調査時期及び期間（スケジュール、定期報告）、④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）及び調査対象者（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）、⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）、⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）の6つの事項である。

本項②は、「説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う」としている。

本項④は、説明「の際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること」としている。

本項⑤は、「説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること」としている。

本項⑥は、「加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと」としている。

このように、本項が求める説明に当たって、学校の設置者等又は調査組織は、所定の事項について被害児童生徒等に説明するだけでなく、その内容について被害児童生徒等とやり取りし、どのように調査を進めるかについて被害児童生徒等と協議しなければならない。こうした説明及び協議を通じて、被害児童生徒等とともに調査を作り上げ、調査を十全なものとするのが想定されている。

この意味で、本項の言う「説明」は、被害児童生徒等との協議を内包しており、説明と協議を一体として指すと理解すべきである。言い換えれば、学校の設置者等又は調査組織が調査について一方的に説明のみを行い、その方針を被害児童生徒等に押し付けることは許されない。被害児童生徒等の意向を十分に聴き取ることは、調査組織の義務である¹³⁾。

平成25年（2013年）6月20日の参議院文教科学委員会のいじめ防止対策推進法案に対する附帯決議三¹⁴⁾においても、いじめの対処等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加の確保が求められており、被害児童生徒等への説明及び協議はこの観点からも重要である。

重大事態が発生した事案においては、被害児童生徒等が学校の設置者等に対して強い不信感を抱いているのが通例である（第1第1項の解説参照）。被害児童生徒等は、安全であるはずの学校において、被害児童生徒が守られなかつ

13) 横山27頁は、義務とも言えるとする。

調査組織による調査のあり方に関して参考になるものとして、平成29年（2017年）12月に公表された「加古川市いじめ問題対策委員会調査報告書」や、令和2年（2020年）6月に公表された「宝塚市いじめ問題再調査委員会 調査報告書（概要版）」がある。<<https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoiku/kakuka/kyoikushidobu/kyoikusodansenta/ijime/ijimejyuudajitai.html>>; <<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kyoiku/1009362/1030750.html>>。

14) 「本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。」

たという体験をし、そのことにより、「誰を信用すればよいか分からない」、「誰も信じられない」という不信感を強く抱くこともしばしばである¹⁵⁾。その不信感は、学校の設置者等や学校を主体として設置された調査組織だけに留まらず、第三者委員会にまで及んでいることが少なくない。そのため、被害児童生徒等と第三者委員会の関係がゼロからではなく、マイナスから始まることも決して珍しくはない¹⁶⁾。第三者委員会もまた、調査手続を進める中で、被害児童生徒等との間で信頼関係を構築していかなければならない¹⁷⁾。

被害児童生徒等がいじめの事実関係を把握するとともに、学校の設置者等が再発防止策を講じることにより、被害児童生徒等が今後は被害に遭わないと信じられるようになり、いじめ行為とその後の対応により破壊されてしまった安全に関する感覚が取り戻されることが望ましい¹⁸⁾。学校の設置者等や調査組織により、調査前、調査中及び調査後に今後の見通し等も含めた適切な説明が尽くされ（第1第2項、本項、第6第8項、第7第3項～第5項参照）、それが履行されることにより、被害児童生徒等の破壊された安全に関する感覚や他者への信頼が作り直されていくことが期待される¹⁹⁾。

そのためには、まず、いじめを止め（基本方針第2 4(1) i) ⑤ア) 第2段落²⁰⁾）、被害児童生徒の安全を確保することが必要不可欠である。その上で、調査を通じて、当該いじめの構造を分析し、「被害児童生徒に悪いところがあったから、いじめの被害を受けたのであり、被害に遭ったことは恥ずかしく、隠すべきものである」というストーリーが既に作られてしまっているのであれば、例えば、「加害児童生徒の行為は決して許されるものではなく、被害児童生徒が悪かったからいじめの被害を受けたわけではないのであり、被害に遭っ

15) 倉持80、82頁。

16) 倉持79-80頁。

17) 倉持80-81頁。

18) 倉持81頁。

19) 倉持82頁。

20) 「調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）
たことは恥ずかしいものでも、隠すべきものではない」というストーリーが再構成されることが望ましい²¹⁾。

また、調査において、児童の権利に関する条約²²⁾ 12条 1²³⁾ に規定された意見表明権が保障されること、具体的には、被害児童生徒が主体的に手続に参加し、意見を表明し、その意見を受け止めてもらうことにより、被害児童生徒が自分自身が価値ある存在であることを実感するとともに、自己決定していく中で、自尊感情・自己肯定感を回復していくことも重要である²⁴⁾。

このようにして、自尊感情や自己肯定感の回復が図られることも、調査の効果として目指されるべきである。

本項は、十全な調査を行うとともに、被害児童生徒の回復や立ち直りの契機となるために必要不可欠の手続であり、ガイドラインの最も重要な内容の1つである言えよう。

◇説明又は協議を行わない場合

しかしながら、実務上、学校の設置者等も調査組織も、被害児童生徒等に対して、かかる説明事項の説明又は協議を行わないという例が頻発している。

甚だしきは、学校の設置者等が調査組織を設置したことすら、被害児童生徒等に伝えず、ひた隠しにする例も見受けられる²⁵⁾。

21) ハーマンは心的外傷からの回復の過程として、①安全の確保、②想起と服喪追悼、③エンパワメントと再結合、④共世界（commonality）を作ることの各段階があり、必要であるとする。ハーマン241-379頁。

重大事態の調査においても、まず、被害児童生徒の①安全の確保が図られ、被害児童生徒にそのことを認識してもらう必要がある。その上で、調査において、②想起と服喪追悼の中で重要な位置を占めるストーリーの再構成が果たされることが望ましい。

22) 平成6年条約第2号。

23) 「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」

24) 倉持93頁。

25) 川口市の例について、永田①197頁。

学校の設置者等や調査組織が被害児童生徒等に対する説明や協議を行わずに調査を実施した場合、調査すべき事項が調査事項とされないなどの問題が生じやすい。結果として、十全な調査が行われなかったときには、法28条1項が定める調査義務を学校の設置者等が尽くしていないこととなる。このときには、調査結果についての調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）の対象となりうるとともに、学校の設置者は、調査義務違反により被害児童生徒に対して損害賠償責任を負うこととなる。

◇説明及び協議の主体

本項柱書第2文は、説明を行う主体について、学校の設置者等が行う場合と第三者委員会等の調査組織が行う場合があることを示す。その上で、学校の設置者等に対して、状況に応じて説明を行う主体を適切に判断するよう求めている。

説明及び協議は、(a)学校を主体として調査組織を設置する場合も、(b)学校の設置者を主体として第三者委員会等の調査組織を設置する場合も、通常、調査主体と調査組織の双方が実施することとなる。

まず、調査組織の設置前に設置主体である学校の設置者等が被害児童生徒等に対して、可能な範囲で説明及び協議を行わなければならない。もっとも、例えば、本項③が説明を求める調査のスケジュール等については、調査組織が判断することであるから、学校の設置者等は調査組織設置後に調査組織から説明や協議がなされる旨を被害児童生徒等へ伝えることしかできない。

これらの事項を含めて、調査組織の設置後に調査組織から被害児童生徒等に対して改めて説明や協議を行わなければならない。

公立学校においては、教育委員会会議が第三者委員会の設置決定を行うことが多い。この場合、まず、教育委員会から被害児童生徒等に対して説明及び協議を行い、その協議を踏まえて、第三者委員会に対する諮問内容等を検討し、教育委員会会議で設置を決定することとなる。その上で、第三者委員会が被害児童生徒等に対して改めて説明や協議を行わなければならない。

◇説明及び協議の時期

こうした説明や協議は、可能な限り早期に調査組織を設置し、調査組織が調査に着手するために、速やかに行う必要がある。

調査組織の設置主体である学校の設置者等による説明及びそれを受けた協議は、直ちに行うことが可能であるはずであるから、重大事態が発生したことを把握した当日又は翌日には被害児童生徒等と説明の実施日時の調整を行わなければならないと考えるべきである。

第三者委員会による説明及びそれを受けた協議は、第1回会議において、大まかな調査方針を決定することができるであろうから、第1回会議の当日又は翌日には被害児童生徒等と説明の実施日時の調整を行わなければならないと考えるべきである。第三者委員会の場合、委員それぞれが別々の仕事をしているのが通常であり、説明の実施日時の調整のみでも相応の時間がかかりかねない。第1回会議の中で、委員に選任された者が被害児童生徒等へ電話等で連絡を取り、説明の実施日時の調整を行うことが望ましい。

いずれの場合も、調査組織の迅速な設置又は調査の迅速な開始のために、被害児童生徒等から特段の申し出がなければ、説明の実施日時の調整の日から1週間以内に説明及び協議の場を設けるべきである。

学校の設置者等又は調査組織の説明後、被害児童生徒等との協議が調わない場合、学校の設置者等又は調査組織が調整を行い、再度の説明や協議をできる限り速やかに行い、被害児童生徒等から合意を得よう努める必要がある。くれぐれも、そのようなやり取りを行うことなく、学校の設置者等は調査組織を設置してはならないし、調査組織は調査を開始するような強権的なやり方をしてはならない。

◇調査結果への記載

調査結果をまとめた調査報告書においては、調査結果についての調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）の実施の判断に必要とされることから、以上の説明や協議、調整をどのように行った

のか、詳細に記述しておく必要がある。

〔第6項①〕

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

本項は、第1第1項、第3項、第6項の内容と関連している。

◇調査の目的・目標

本項①は、調査に先立って、学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して、調査の目的・目標を説明することを求めている。具体的には、学校の設置者等又は調査組織が、重大事態の調査が民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者等が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを被害児童生徒等に対して説明するよう求めている。

もともと、法制定前の平成23年（2011年）6月に背景調査の指針が策定されるなどしていたが、学校の設置者等の隠蔽等の不適切な対応が続き、真相の解明や抜本的な再発防止策を講じることが十分に叶わず、いじめによる自殺事件等がなくなることがなかったという立法事実を踏まえて、法28条1項は、特別の組織を設けて調査を実施することとした²⁶⁾。

重大事態の調査は、(A)著しく侵害された被害児童生徒の尊厳を保持及び回復するとともに、(B)被害児童生徒自身やその家族への説明責任を適切に果たし、(C)なぜ重大事態と認識されるような事案が生じてしまったのか、被害児童生徒の尊厳や権利を守るために当該学校におけるいじめ防止等の取組等に応じたような課題があったのかを専門的に分析し、そのような事態を二度と起こさ

26) 小西177-178頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）
ないためにどのような再発防止策が求められているかについて、当該事実関係の調査とその分析の結果に基づいて専門的に検討し、学校の設置者等における再発防止のための有効な対策につなげていくことが必要であるため²⁷⁾、法28条1項に基づき実施される。

それゆえ、基本方針第2-4(1)イ)③第1段落²⁸⁾、第2-4(1)イ)⑤第2段落²⁹⁾及びガイドライン第1第3項が確認するように、調査は、民事上、刑事上の責任追及等への対応を直接の目的とするものではなく³⁰⁾、法28条1項柱書が定めるように、重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために実施される（第1第3項の解説参照）。

重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するためには、まず、事実関係の明確化（第1第1項の解説参照）を図ることが必要不可欠である。すなわち、重大事態に対処するためには、発生したいじめの内容を把握するとともに、それに対する学校の設置者等の対応を確認した上で、当該いじめの再発防止や被害児童生徒等の回復のための方策を検討する必要がある。また、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のためには、学校の設置者等の対応を確認した上で、同種の事態の発生防止のための方策を検討する必要がある。

そのため、法28条1項が求める重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、(a)いじめの調査、(b)学校の対応の検討、(c)学校の設置者（教育委員会等）の対応の検討、(d)当該いじめの再発防止、被害児童生徒等の回復等のための方策の検討、(e)同種の事態の発生防止のための方策の検討等が調査の目的・目標とされるのが通例である。

27) 小西177頁。

28) 「法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。」

29) 「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。」

30) 土屋158頁以下は、これを「『法』外化」と表現する。

(a)乃至(e)の調査の目的・目標は、法28条1項が求める重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、通常、必要不可欠なものであるから、特段の事情がない限り、欠くことは許されない³¹⁾。

調査の目的・目標として、特段の事情なく、(a)乃至(e)の全部又は一部が設定されない場合、法28条1項が求める調査を十全になしえず、学校の設置者等に課された調査義務を果たせないこととなるから、学校の設置者は、調査義務違反により被害児童生徒に対して損害賠償責任を負うこととなる。

◇被害児童生徒等との協議

調査組織は、(a)乃至(e)の調査の目的・目標だけでなく、これらの目的・目標を達成するために、具体的にどのような事項を確認しようとするのかについても、被害児童生徒等に説明し、協議する必要がある。これにより、可能な限り、被害児童生徒等の知りたいという思い（第1第1項の解説参照）に応える調査を形作る一助とすることができる。かかる協議の中で、被害児童生徒等が調査を求める事項について、調査組織が調査しないと判断した場合には、なぜその事項について協議を行わないのかについて、調査組織が被害児童生徒等に対して丁寧に説明を行わなければならない³²⁾。

基本方針第2 4(1) i) ⑤イ（自殺の背景調査における留意事項）第2段落第4項³³⁾は、自殺事案において、調査の目的・目標について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要であるとする。

調査の目的・目標は、これまで見てきたことから窺えるように、調査の根幹をなすものであるから、自殺事案以外でも、被害児童生徒等との合意が必要で

31) 法23条2項の措置が先行している場合（第4第3項の解説参照）も同様に欠くことは許されない。

32) 倉持91頁。

33) 「○ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）
あると考えるべきである。

〔第６項②〕

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

本項は、第４第１項、第７第７項、第10第３項の内容と関連している。

◇委員に関する情報の伝達

本項②は、調査に先立って、学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して、調査主体、具体的には、組織の構成及び人選を説明することを求めている。

本項②第１段落第１文は、被害児童生徒等に対して、調査組織の構成について説明するよう求めている。

本項②第１段落第２文は、調査組織の人選について、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明するよう求めている。

被害児童生徒等は、安全であるはずの学校において、被害児童生徒が守られなかったという体験をし、そのことにより、「誰を信用すればよいか分からない」、「誰も信じられない」という不信感を強く抱くこともしばしばである。どのような人物が委員として調査を実施していくのかを明らかにすることにより、被害児童生徒等の不信感を少しでも払拭することが必要である。

そこで、まず、被害児童生徒等に対し、調査組織の委員全員の氏名、所属、

経歴、現住地（市区町村まで）、資格、職種、専門、いじめ調査の経験、会議出席のための日程調整の難易等について伝えなければならない。

本ガイドライン策定前には、被害児童生徒等や加害児童生徒等からの干渉や働きかけがあってはならないとして、委員の氏名すら開示すべきでないとする主張³⁴⁾もあった。しかし、被害児童生徒等や加害児童生徒等、さらには調査対象者が身元も明かさな委員と信頼関係を構築するのは無理があり、十全な調査は到底なしえないこととなってしまう。また、委員の氏名が伝えられなければ、委員の第三者性（第4第1項の解説参照）を確認することもできない。

委員の所属、経歴及び現住地は、第三者性を判断するために必要不可欠な情報であるから、これらの第三者性に関わる情報は必ず伝えなければならない。

委員の資格、職種及び専門については、いじめ調査の適格性があるかについて重要な情報であるから、いじめ調査との関連性が分かる程度の説明が求められる。例えば、弁護士の場合、単位会で所属する委員会を明示するだけでなく、これまでに主に手掛けてきた事件類型について説明する必要がある。子どもの権利委員会に所属し、いじめの事案を取り扱った経験がある場合、被害児童生徒等の代理人であったのか、加害児童生徒等の代理人であったのかまで明らかにすべきである。

委員がこれまでにいじめ調査に従事した経験がある場合、その事案の簡略な内容についても説明する必要がある。これは、過去に従事したいじめ調査において、公平性・中立性を欠く行為がなされていないか確認できる可能性があるためである。

調査結果を報告するまでにどの程度の期間を要するかは、調査組織の会議の頻度によるところが大きい。第三者委員会の場合、多忙のために出席のための日程調整が難しい委員が含まれていると、会議の頻度が下がり、調査結果をまとめるまでに年単位を要することになりかねない。そのため、出席のための日程調整が難しい者は、委員として不適格であると言わざるを得ない。

委員就任に至る経緯についても説明しなければならない。職能団体や学会等

34) 張149-150頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）からの推薦を受けて就任した場合、その旨を説明する必要がある。

◇委員の推薦理由

本項②第１段落第３文は、必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平性・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうよう求めている。

いじめ調査の専門性を有する者が必ずしも多くない現状からすれば、推薦理由を提出してもらう必要性は高い。

学校の設置者等が説明事項の説明時に被害児童生徒等により推薦理由の提出を求められてから推薦理由書を職能団体に依頼すると、いたずらに時間を経過させることとなるから、学校の設置者等は、委員推薦依頼の際に推薦理由書を添えてもらうことも含めて依頼しておく必要がある。

◇委員の調整

本項②第２段落は、学校の設置者等が被害児童生徒等に対して上記の説明を行う中で、被害児童生徒等から調査組織の構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性及び専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者等は調整を行うよう求めている。

学校の設置者等は、被害児童生徒等から委員の公平性・中立性について疑念が呈された場合、その点について実質的かつ丁寧な説明を行う必要があり、被害児童生徒等から理解を得なければならない³⁵⁾。

このやり取りの中で、公平性・中立性又は専門性に支障がある者が委員となっていることが判明した場合、学校の設置者等は、当該委員が辞任しない場合、その者を解任して新たな委員を選任しなければならない。また、多忙のため出席のための日程調整が難しい委員については、学校の設置者等が解任することまでは求められないものの、迅速な調査実施のために、当該委員が辞任することが望ましい。

35) 小西194頁。

また、委員の資格、職種又は専門に偏りがある場合、それらのバランスをとるべく、学校の設置者等は、新たな委員を選任する等の対応を執らなければならない。

公平性・中立性又は専門性に支障がある委員の辞任又は解任により、新たな委員を選任する際には、再度それらに支障のある別の者が推薦されないよう、学校の設置者等は、推薦母体となる職能団体等についての被害児童生徒等の意見を斟酌する必要がある。また、委員の資格、職種又は専門に偏りがある際にも、それらについての被害児童生徒等の意見を斟酌しなければならない。

基本方針第2 4 (1) i) ⑤ イ) (自殺の背景調査における留意事項) 第2段落第4項は、自殺事案において、委員の構成について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要であるとする。委員の構成は、公平性・中立性及び専門性を確保した調査を行う基礎となるものであるから、自殺事案以外でも、学校の設置者は、被害児童生徒等との間で、調査組織の委員の人選について承諾を得るべきである³⁶⁾。

[第6項③]

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、用途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

本項は、第6第8項の内容と関連している。

◇調査時期及び調査期間の説明

本項③第1段落は、調査に先立って、学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して、調査組織が調査を開始する時期や調査結果をまとめるまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、用途を示すことを求めている。

36) ストップいじめ！ナビ スクールロイヤーチーム編165頁。

◇調査開始時期

調査開始時期は、(a)学校を主体として調査組織を設置する場合、通常、調査開始を先延ばしする必要がないから、被害児童生徒等との協議が調い次第、即日とすべきである。学校は、被害児童生徒等に対して、その旨を伝えることとなる。

(b)学校の設置者を主体として調査組織、特に第三者委員会を設置する場合、職能団体等からの推薦を得て、委員を選任し、さらに選任された委員の出席のための日程調整を要するため、調査開始時期を説明してから調査開始までに2か月乃至3か月程度かかることも想定される。学校の設置者は、被害児童生徒等に対して、職能団体等からの推薦の締切日や第1回会議の開催予定日等について説明する必要がある。

◇調査結果がまとめられるまでの期間

調査結果がまとめられるまでの期間は、調査事項の内容を基礎に、その調査方法や調査の重点の置き方等の調査方針、調査対象者の協力の程度、さらには調査組織の会議の頻度等によることとなる。被害児童生徒等と協議して調査事項及びその調査方針を決定し、会議を開催するのは、学校の設置者等ではなく、調査組織である。それゆえ、調査結果をまとめるまでの期間は、調査組織が被害児童生徒等に対して説明することとなる。

もっとも、調査結果がまとめるまでの期間については、調査の進捗状況や、調査によって明らかとなった事実によって行われることとなる調査内容等によって変動しうるため、調査開始の時点では確定的なことは伝えられず、およそその用途を示すに留めざるを得ないだろう。

調査結果をまとめるまでにどの程度の期間を要するかは、調査組織の会議の頻度によるところも大きい。第三者委員会の場合、多忙のために出席のための日程調整が難しい委員が含まれていると、会議の頻度が下がり、調査結果を報告するのに年単位を要することになりかねない。例えば、報告書の完成までに15回の会議（聴き取り等を含む）を2年間かけて開いた例があるが、会議と会

議との間隔が長すぎよう。重大事態に対処（法28条1項柱書）するためには、第三者委員会であっても、少なくとも1週間に1回のペースで開催し、可及的速やかに調査結果を取りまとめ、重大事態への対処の具体案を示すべきである。

基本方針第2 4(1) i) ⑤イ（自殺の背景調査における留意事項）第2段落第4項は、自殺事案において、調査の期間について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要であるとする。調査結果をまとめるまでの期間は、調査により重大事態の対処がなされるのを一日千秋の思いで待つ被害児童生徒等にとって重要なものであるから、自殺事案以外でも、被害児童生徒等との合意は必要であると考えらるべきである。学校の設置者等は、調査結果を迅速にまとめることを求める被害児童生徒等の希望に応えるべく、調査組織の委員に対する報酬を十分なものとする等して会議の頻度を高めてもらうよう努めるべきである。

◇被害児童生徒等に対する経過報告

本項③第2段落は、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒等に対して説明するよう求めている。

第6第8項は、学校の設置者等が調査中であることを理由に、被害児童生徒等に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗状況等の経過報告を行うことを求めている。

重大事態の発生により傷付けられている被害児童生徒等を調査において蚊帳の外に置くことは適切ではない。調査がどのように進展しているのかを被害児童生徒等が把握できないという状況は、調査組織や調査に対する被害児童生徒等の信頼を損ねるだけでなく、被害児童生徒等を不安にさせ、傷付けることとなりかねない。

それゆえ、調査組織は会議を開催するたびに会議の概要を被害児童生徒等に対して報告し、さらに、中間的な時期等に時間をかけて経過報告を行うべきである。また、被害児童生徒等が調査組織に質問したいことや伝えたいことがあ

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）
る場合にどのように対応するかも協議しておくべきである（第６第８項の解説も参照）。

[第６項④]

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

◇調査事項及び調査対象者の説明

本項④は、学校の設置者等又は調査組織が被害児童生徒等に対して、調査事項及び調査対象者、具体的には、調査事項についてはいじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等を、調査対象者については聴き取り等をする児童生徒及び教職員の範囲をそれぞれ説明することを求めている。

本項④第１段落は、学校の設置者等又は調査組織が、予め、重大事態の調査において、どのような事項、具体的にはいじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等を、どのような対象、具体的には聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲を調査するのかについて、被害児童生徒等に対して説明することを求めている。

◇調査事項

調査の目的・目標は、(a)いじめの調査、(b)学校の対応の検討、(c)学校の設置者（教育委員会等）の対応の検討、(d)当該いじめの再発防止、被害児童生徒等の回復等のための方策の検討、(e)同種の事態の発生防止のための方策の検討等とされるのが通例である（第5第6項①の解説参照）。

そのため、(a)いじめの調査、(b)学校の対応の検討、(c)学校の設置者（教育委員会等）の対応の検討を行うために必要な情報を収集することが調査の柱となる。

被害児童生徒等に対する説明においては、調査の目的・目標を達成するために、具体的にどのような出来事や問題点を調査事項として調査するのか示さなければならない。

◇調査対象者

被害児童生徒及び加害児童生徒を含めた当該いじめに関係したとされる児童生徒及びそれらの保護者、当該いじめを目撃していた可能性がある児童生徒、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを含む関係教職員は、特段の事情がない限り、アンケート調査又は聞き取り等の調査対象者となる。

事案によっては、被害児童生徒又は加害児童生徒と関わりがあった精神科医等の医師、公認心理師や臨床心理士、社会福祉士等の専門職のほか、当該いじめを目撃していた可能性があったり、当該いじめに関係したとされる児童生徒と何らかの関わりがあったりした地域住民等も調査対象者とすべきである。

被害児童生徒等に対する説明においては、調査の目的・目標を達成するために、具体的に誰を調査対象者とするか示さなければならない。

◇説明の主体と被害児童生徒等との協議

本項④第2段落第1文は、調査事項及び調査対象者の説明の際、被害児童生徒等が調査を求める事項等を詳しく聞き取ることを求めている。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）

本項④第３段落は、なお書きで、第三者委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で適切に説明を行うことを求めている。

どのような事実や問題を調査事項とし、誰を調査対象者とするかは、通常、調査の主体である調査組織が被害児童生徒等との協議を踏まえて判断することになるから、調査組織が調査事項及び調査対象者の説明を行わなければならない。調査組織は、大まかな調査事項と調査対象者を第１回会議で決め、被害児童生徒等に速やかに説明を行い、被害児童生徒等と協議を行って、調査事項及び調査対象者を細部まで確定するよう調整しなければならない。

これらの説明の際、調査組織は、被害児童生徒等が調査を求める出来事や問題点、対象者について、詳しく聴き取り、できる限り調査に反映させる必要がある。

基本方針第２４(1)イ)⑤イ)（自殺の背景調査における留意事項）第２段落第１項³⁷⁾も、自殺事案において、被害児童生徒の遺族の要望及び意見を十分に聴取するよう求めている。同第２段落第３項³⁸⁾は、学校の設置者等が詳しい調査の実施を提案するよう求めている。

調査事項は、重大事態に対処するための情報を得るために、極めて重要なものであるから、自殺事案以外でも、被害児童生徒等の要望及び意見を十分に聴取し、被害児童生徒等と協議を行う必要があると考えるべきである。

学校の設置者等は、概して、いじめ事案について、過小評価し、小さく軽い問題に留めようとしがちであるから、調査組織は、その点に注意して、被害児童生徒等からの聴き取りを丁寧に行い、調査すべき事項及び対象者をしっかりと把握すべきである。これにより、調査組織が学校の設置者等からの説明では

37) 「○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。」

38) 「○ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。」

想定していなかった調査すべき事項及び対象者について把握することも多いと思われる。

◇調査事項に漏れがあった場合

本項④第2段落第2文は、調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による調査結果についての調査（再調査）（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）を実施しなければならない場合があることに留意する必要があると注意喚起する。

【引用文献（本号で引用したもの）】

（か行）

倉持恵「第三者委員会の役割と被害者支援」鈴木庸裕ほか編著『「いじめ防止対策」と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』（かもがわ出版、2020）75頁以下

小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策——法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならないのか——』（WAVE 出版、2014）

（さ行）

ストップいじめ！ナビ スクールロイヤーチーム編『スクールロイヤーにできること』（日本評論社、2019）

（た行）

張賢徳「学校が設置した自殺調査委員会に委員として参加した経験に基づく、調査委員会のあり方に関する一考察」児童青年精神医学とその近接領域57巻1号（2016）149頁以下

土屋明広「第三者委員会と紛争処理」日本教育法学会年報48号（2019）155頁以下

（な行）

永田憲史①「いじめの重大事態の判断に関する考察——いじめ防止対策推進法の強靱化を目指して——」関西大学法学論集70巻2=3号（2020）195頁以下

永田憲史④「いじめの重大事態の調査のための説明事項の説明に関する考察——『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の遵守を目指して——」関西大学法学論集70巻5号（2021）181頁以下

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（４）

（は行）

ジュディス・L・ハーマン・中井久夫訳・小西聖子解説『心的外傷と回復〈増補版〉』
（みすず書房、1999）

（や行）

横山巖「第三者委員会のあるべき姿を求めて——被害児童生徒・保護者への寄り添い——」季刊教育法197号（2018）24頁以下

* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。